



保育施設等入所継続手続きのご案内

保育施設等の利用を継続される方は、この案内をよく読んでお申し込みください

入所申込書の受付について

受付期間：平成29年12月11日（月）～平成29年12月21日（木）

受付場所：肝付町役場 福祉課 もしくは、内之浦総合支所 町民生活課

※ 必要な書類がそろっていない場合は、受付をいたしませんので、あらかじめご了承ください。
（必要書類等については、3ページを参照してください）

◎継続入所手続きについて

次年度の保育施設の継続入所を希望する場合は、継続の意思と保育が必要な要件を確認するための書類【現況届 兼 施設利用申込書と勤務(採用予定)証明書等】を提出していただきます。

申込期限までに、必要な書類の提出がない場合は、保育継続の意思が無いものと判断し、退所扱いになる可能性がありますので、忘れずに必ず提出してください。

保育施設等は、保護者が仕事や病気のため等家庭において十分に保育することができない、就学前の児童を家庭の保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

入所した後に、保育が必要である状態が解消されたときは、保育施設を退所しなければなりませんので、ご注意ください。

次の①～③に該当される場合は、役場において所定の手続きを行ってください。

① 利用辞退（退園）

肝付町外へ転出する時や、保育を必要とする事由がなくなった場合、または利用児童を連れて里帰り出産をするなど、長期にわたり施設の利用がなくなる場合は、その事由が分かり次第早急に役場 福祉課もしくは支所 町民生活課へ「入所保育所退所届」をご提出ください。

この場合、肝付町から交付された「支給認定証」を返還していただきます。

② 支給認定の変更の届出

支給認定証が交付された後に、就労状況や家族の状況などに変更があった際は、届出が必要になります。届出内容を確認した結果、認定の変更が生じた場合は、新たな支給認定証を発行しますので、それまで交付されていた「支給認定証」を返還していただきます。

③ 認定証の再発行

肝付町から支給された「支給認定証」を汚してしまった場合や破れてしまった場合、紛失した場合は再発行いたしますので、役場 福祉課もしくは支所 町民生活課へ申請してください。

※ 注意事項

仕事を退職や転職されたり、退職後に求職活動を行う場合。

または、出産に伴い産前・産後休暇や育児休業を取得された場合は、

必ず、役場にて手続きが必要になりますので、役場福祉課 児童家庭係へ（65-8413）お問い合わせください。

保育の必要性「認定区分」

【保育の必要性の事由】

以下のいずれかの理由に該当すること。

(※同居親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することになります。)

1. 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間就労など、基本的に全ての就労に対応）
（ただし、一時預かりで対応可能な短時間労働は除きます）
2. 妊娠、出産（産前2ヶ月、産後4ヶ月の期間）
3. 保護者の疾病、障がい
4. 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
5. 災害復旧
6. 求職活動【起業準備含む】（3ヶ月の期間）
7. 就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
8. 虐待やDVのおそれがある場合
9. 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもが居て継続利用が必要であるとき
10. その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



入所決定について

2・3号認定の入所については、提出されました書類によって確認を行い、決定いたします。

他の保育施設（町外施設含む）へ転園を希望される場合、希望する保育施設はお伺いしますが、申込み者数の状況によっては、保育所定員等の関係上、希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。保育施設等の入所決定の通知は、2月中に文書にて行う予定です。

保育料について

平成27年度から市町村民税所得割額で利用者負担額（保育料）を算定し、決定する方法に変わっております。

4月～8月分は前年度分、9月～翌年3月分は当年度分の市町村民税課税額により保育料が決まります。保育料は、平成26年度までは年度切替えでしたが、住民税の関係により9月切替えになります。

納付方法は、口座振替と納付書払いとがありますが、肝付町では口座での振替を推奨しておりますので、直接、引き落としされる金融機関にてお手続きください。（通帳・通帳印・身分証明が必要となります）

●教育標準時間認定（1号認定）：（幼稚園・認定子ども園 教育利用の場合）

●保育標準時間及び保育短時間（2号・3号認定）：（保育園・認定こども園 保育利用の場合）

保育の必要量により、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の2つの区分に分けられます。

※ 保育料の詳細については、別紙肝付町利用者負担額(保育料)算定額表をご覧ください。

※ 申告がお済でない場合の保育料は、児童の年齢における最高額で決定いたします。

【申告をされて、住民税情報が反映され次第、課税状況に応じて保育料の更正を行います。】

① 保育料は通常月額ですが、月の途中で保育所等を入所・退所される場合は、日割りでの計算になります。

② 市町村民税所得割額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等の控除は適用されません。

③ 国が示した保育料の考え方では、年少扶養控除等の廃止に伴う再計算は行われないうこととなっています。

④ 保育料の年齢区分（3歳未満児、3歳以上児）は、各年度の初日（4月1日）の年齢で決まります。

年度の途中で満3歳の誕生日を迎えられても、その年度中の保育料年齢区分は変わりません。

継続利用申込に必要な書類 ※書類不備の方は、施設利用申込書の受付ができません。

- ① 現況届 兼 施設利用申込書・・・児童 1 人につき 1 枚必要
 ② 保育を必要とする事由を証明する書類【下の表を参照してください】

保育の必要性の認定事由		提出書類
就 労	常 勤 パート等	「勤務（採用予定）証明書」様式有 ※父親・母親ともに必要
	自営業	「事業（自営等）申告書」様式有 自営を証明する書類（税申告書など）
	内 職	「事業（自営等）申告書」様式有 内職収入を証明する書類（税申告書）
妊 娠 ・ 出 産		母子手帳の写し（表紙と出産予定日が記入されたページ）
保護者の疾病・障がい		「病気療養証明書」様式有 診断書や各種手帳の写し
親族の介護・看護		「介護・看護状況申告書」様式有 介護保険証の写し（介護度が確認できるもの）、介護・看護 されている方の診断書、若しくはその方の手帳の写し
災 害 復 旧		罹災証明書（状況を証明するもの）
求 職 中		「求職活動状況申立書」様式有 ハローワークカードの写し
就学・職業訓練		在学証明書・受講証明書等 （受講時間、在学期間が確認できるもの）
児童虐待やDVのおそれ		保護命令若しくはその他虐待又はDVの被害者である 証明書
育 児 休 業		「勤務（採用予定）証明書」様式有 育児休業期間が明記されているもの
そ の 他		状況を確認できるもの、あるいは証明するもの

※ 上記についてご不明な場合は、役場福祉課 児童家庭係（65-8413）へお尋ねください。

※ 以前、提出された「同意書兼保育料納付誓約書」の連帯保証人を変更される場合は、**新たに提出が必要**となりますので、役場窓口までお越しください。



平成29年度肝付町内教育・保育提供施設(幼稚園・保育園・認定こども)について

肝付町内幼稚園(「子ども・子育て支援新制度」に移行しない)

施設名	住所	電話番号	定員	入園申込
高山幼稚園	肝付町新富 4990 番地	65-2214	160	直接園へ

肝付町内認定こども園 ※ 定員の内、上段が幼稚園部分、下段が保育所部分になります。

施設名	住所	電話番号	定員	入園申込
おおぞら幼稚園	肝付町後田 9808 番地	65-9711	40	幼稚園部分の「1号認定」は園へ
			60	保育所部分の「2・3号認定」は役場へ
あけぼの保育園	肝付町後田 9886 番地 3	65-3816	10	幼稚園部分の「1号認定」は園へ
			60	保育所部分の「2・3号認定」は役場へ
高山こども園 (平成30年4月1日～) 現在、移行手続き中	肝付町前田 3839 番地	65-0432	10	幼稚園部分の「1号認定」は園へ
			60	保育所部分の「2・3号認定」は役場へ

肝付町内保育所

施設名	住所	電話番号	定員	利用申込み
恵心保育園	肝付町新富 4990 番地	65-3507	60	役場福祉課 児童家庭係 若しくは 町民生活課へ
国見保育園	肝付町後田 3342 番地 1	65-0125	70	
高佑保育園	肝付町前田 3971 番地	65-1155	60	
円通寺保育園	肝付町南方 257 番地	67-2137	50	町民生活課 若しくは福祉課へ



問い合わせ先
肝付町役場 福祉課 児童家庭係
Tel 0994-65-8413
内之浦総合支所 町民生活課
Tel 0994-67-4511

利用手続き等のQ & A

〔問1〕新制度で何が変わるの？

〔答〕① 認定を受けるシステムに変わります。

新制度手続きについては、これまでの制度と手続きが大幅に変わるわけではありません。新制度に移行する施設を利用するには、「保育の必要性」について町から3つの区分（1号・2号・3号）による認定を受ける必要があります。基本的には、新制度を利用する全ての方からまずは、『支給認定申請書』を提出していただき、認定を受けた場合は認定証が交付されます。支給認定期間は、基本的に小学校就学前までとなります。

保育の必要性については申請の時提出していただき、保育を必要とする事由の証明書等のほか、現況について届出をしてもらい随時把握していきます。

〔答〕② 保育の必要量に応じた、「区分」が設けられます。

保育所（認定こども園は保育所部分）を利用する場合は、保育を必要とする事由により「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。就労の場合は時間によって異なります。（月48時間以上120時間の就労の場合は、保育短時間の区分となりますので、子どもを最大8時間までしか預ける事しかできません。）

区分を超えて預ける必要がある場合は、一時保育での対応となります。

〔問2〕新制度になると保育料（利用負担金）はどう変わるの？

〔答〕これまで保育料は、前年の所得税(国税)と前年度の市町村民税で決まっていたが、27年度から、前年度及び当年度の市町村民税を基に算定する方法に変わりました。30年度の市町村民税は、9月の負担金から反映されます。

4月から8月	9月から3月
29年度市町村民税に基づく負担金	30年度市町村民税に基づく負担金

9月に保育料が変わります

⇒市町村民税とは

前年の所得に対して課税される地方税で、6月に確定されます。所得に比例して課税される所得割額と、一定額以上の所得がある者に、一律の額により課税される均等割額があります。

※ 新制度における利用者負担額（保育料）は、国が定める上限額の範囲内で肝付町が定めることになっており、別紙「肝付町利用者負担額（保育料）算定額表」のとおりです。

〔問3〕毎年、源泉徴収票や住民税申告書等の写しを提出していましたが、新制度では必要ないの？

〔答〕平成26年度までは、所得税によって保育料を算定していましたが、新制度では、市町村民税の課税・非課税によって保育料を決定させる事になります。肝付町の課税については、役場内で把握できますので、源泉徴収票や住民税申告書等の提出の必要はありません。

ただし、平成28年1月1日及び、平成29年1月1日に町外に住まれていた方は、住所のあった市町村から課税証明書を交付してもらい、申込書へ添付してください。

〔問4〕求職活動中の場合、ずっと保育所等に入れますか？

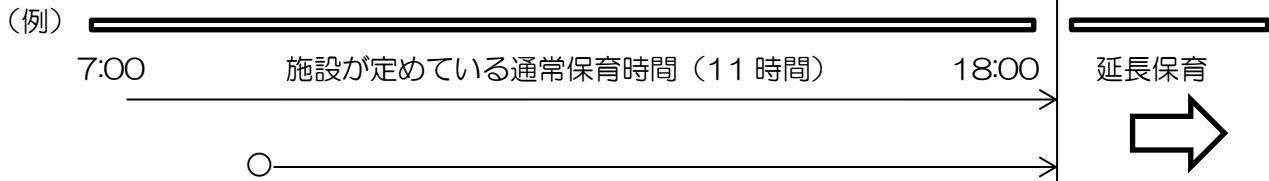
〔答〕求職活動を理由とする保育所等の利用期間は、連続3か月以内（90日を超える日の月末まで）です。また、年度内においても3か月以内です。利用開始後90日を超える日の月末までに、就職先が決まらない場合や「保育を必要とする証明書（求職活動状況申立書）」の提出がない場合は、保育所を退所することになります。（事前に役場へご相談ください）

認定こども園については、1号認定での利用が可能な場合がありますので、該当施設へご相談ください。

※ 求職活動を行わない場合には、保育施設の利用はできません。

(問5) 保育の標準時間認定を受けた場合は、子どもを預け始めた時間から最大 11 時間は、追加料金がかからないで子どもを預けることができるということでしょうか？

(答) 保育標準時間認定の 11 時間とは、各施設が定めている通常保育を行っている時間帯（利用可能な時間）従って、この時間帯の範囲内であれば最大 11 時間まで追加料金なしで子どもを預けることができますが、保護者が預け始めた時間から 11 時間は、追加料金なしで預けられるということではありません。



預け始め 8:00 の場合も、通常保育終了は 18:00 (預けた時間は 10 時間ではあるが・・・)

(問6) パート等でも、就労時間が月 120 時間を超えていれば、標準時間扱いになりますか？

(答) はい、標準時間認定になります。特例として、平成 26 年度中に保育所へ入所している児童については、客観的には保育短時間認定に該当する場合であっても、保護者が保育短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができる経過措置が設けられています。

(問7) 保育短時間の始まりと終わりは何時ですか？

(答) 各施設が、それぞれ定めております。(詳細は以下のとおり)

保育短時間認定の子どもの保育時間（利用時間）帯以外の利用については、延長保育となります。

施設名	保育短時間設定時間
高山保育園	8時30分 ～ 16時30分の8時間
恵心保育園	8時30分 ～ 16時30分の8時間
あけぼの保育園	8時30分 ～ 16時30分の8時間
高佑保育園	8時30分 ～ 16時30分の8時間
国見保育園	8時30分 ～ 16時30分の8時間
円通寺保育園	8時30分 ～ 16時30分の8時間
おおぞら幼稚園	8時30分 ～ 16時30分の8時間

(問8) 月の就労時間は 120 時間を超えないが、週 3 日程度 8 時間程度勤務している。この場合は標準時間？短時間？

(答) 1 ヶ月の就労時間は 120 時間に満たないものの、1 日の就労時間が 8 時間以上となるような就労が常態としている場合であって、保育短時間認定を行うことが適当でないと町が認める場合は、町の判断により、保育標準時間認定することも可能です。(申込書を提出する時点で、ご相談ください)

(問9) 例えば 1 日の就労時間は 5 時間ですが、勤務時間帯が午後 1 時から午後 6 時までのため、保育時間は 8 時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間の利用時間を超えて、施設を利用せざるを得ない場合はどうですか？

(答) 1 日の就労時間は 8 時間未満ですが、勤務時間帯との関係から、常態として施設が設定する保育短時間認定の利用時間を超えて、施設を利用せざるを得ないと町が認める場合については、町の判断により、保育標準時間認定することも可能です。(申込書を提出する時点で、ご相談ください)

(問 10) 1ヶ月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、シフト制の勤務体系から、1ヶ月の保育を必要とする時間帯が、まちまちの場合はどうですか？

(答) シフト制の勤務体系などにより、1ヶ月の中で保育を利用する時間帯がまちまちであって、主としている勤務時間のうち、最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合については、保育短時間認定を行うことが適当でないと町が認める場合、保育標準時間として認定することも可能です。

(申込書を提出する時点で、ご相談ください)

《保育標準時間・保育短時間の考え方》					
項目					
《保育所 開所時間》	7:00	~	19:00	12時間	
《保育標準時間》	7:00	~	18:00	11時間	
《保育短時間》	9:00	~	17:00	8時間	左記時間帯を想定(施設が決定)
《利用時間イメージ》	7:00	9:00	17:00	18:00	19:00

(問 11) 支給認定証とはどのようなものですか？

(答) 子ども・子育て支援新制度の教育・保育にかかる支給を受けるために必要な証明書で保護者からの申請により、肝付町が交付します。支給認定証には、氏名、住所、認定区分等が記載されています。

(問 12) 支給認定申請書の提出は毎年必要ですか？

(答) 認定証の有効期間内であれば、毎年申請書を提出していただく必要はありません。

ただし、毎年度、現況届の提出が必要になります。これにより、保育を必要とする事由に該当しているかどうかを確認します。

なお、3号の認定証の有効期間は最長で満3歳に達する日の前々日までですが、3号認定から2号認定への切り替えについては、有効期間に合わせて、肝付町が職権で行いますので、支給認定申請書の提出は不要です。

(問 13) 1号から2号への支給認定区分の変更や、短時間から標準時間への保育必要量の変更がある場合、どのような手続が必要ですか？

(答) 支給認定証の有効期間内に、認定証に記載されている内容に変更があれば、福祉課又は内之浦総合支所の町民生活課に必ず、届け出てください。

(問 14) 支給認定を受けて、保育所等を利用開始後、肝付町外へ転出したらどうなりますか？

(答) 支給認定有効期間内に、町外へ転出された場合には、支給認定は取り消しとなります。

必ず、町へ届出を行い、支給認定証を返還してください。その上で、転出先市区町村へ新たに支給認定申請を行い、支給認定証の交付を受けて保育施設の利用をしてください。